

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

▼問合せ 福祉グループ ☎079 (435) 2362

全国民生委員児童委員連合会では、民生委員・児童委員の活動をより多くの皆さんに知っていただくとともに、民生委員・児童委員自らの意識を高めるため、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、また5月12日から1週間を「民生委員・児童委員の日活動強化週間」と定めています。

この期間中、全国各地でさまざまな取り組みが行われますので、住民の皆さまも、地域の民生委員・児童委員活動へのご理解とご支援をよろしくお願いします。

「支えあう 住みよい社会 地域から」

民生委員制度創設100周年記念 スローガン
※平成29年に、民生委員制度は創設100周年を迎えています。

民生委員・児童委員とは？

民生委員・児童委員は、民生委員法および児童福祉法により、住民の中から選ばれ、厚生労働大臣に委嘱されたボランティアとして、地域住民の立場に立って、皆さまの暮らしを支える人です。すべての「民生委員」は「児童委員」を兼ねており、子どもに関わる相談支援活動も行います。

▼役割と活動

常に住民の立場に立って、安心で暮らしやすい地域をつくるために活動しています。
・それぞれの地域の中で、生活上の困りごとの相談や福祉サービスを利用するためのお手伝いなど、様々な活動に取り組んでいます。
・児童委員の活動として、児童虐待防止の取り組みや学校園との連携を図っています。

主任児童委員とは？

主任児童委員は子どもの福祉に関して取り組んでおり、播磨町では4人の主任児童委員が活動しています。

▼役割と活動

区域を担当する児童委員の活動に対して援助や協力を行います。
・子どもの福祉に関連する機関と児童委員の連絡調整を行います。
・児童委員と一体となって、乳幼児をもつ親の子育てに関する活動や、子どもの福祉に関する活動に取り組んでいます。

平成30年度播磨町学童保育所 夏季休業期間中利用児童の募集

▼問合せ NPO法人高砂キッズ・スペース ☎079 (446) 3635
福祉グループ ☎079 (435) 2362

今回、平成30年夏休み期間中の利用児童を次のとおり募集します。

▼利用できる人 播磨町内の小学校に在学する小学生で、保護者が就労などのため、夏休み期間中の保育が必要な児童

▼申込書の配布・受付日時

5月21日(月)～6月20日(水)
正午～午後6時(日曜日を除く)

▼申込書の配布・受付場所

各学童保育所
※申込書は福祉グループでも配布しますが、提出は直接各学童保育所へお願いします。

▼利用可能施設・募集数

・播磨西小学校第一学童保育所 10人程度
・播磨南小学校第一学童保育所 4人程度
・播磨南小学校第二学童保育所 4人程度
※利用可能な学童保育所以外

▶利用期間 7月21日(土)～8月31日(金)

※日曜日、祝日、8月13日～15日は休み。

	通常利用	延長利用(希望者のみ)
利用時間	8:00～18:00	18:00～19:00
利用料(全年共通)	18,500円	2,000円(月額)

※利用料金は、利用日数に関わらず一括して7月末に納付していただきます。
※おやつ代、光熱水費、損害保険料などは別途負担が必要です。
※兄弟で利用する場合や、生活保護世帯、単親世帯で町民税非課税世帯には、利用料金を減額する制度があります。

BAN-BANテレビ11ch
1週間の東播磨地域の動きが分かる「地域情報番組」です。

5月の「見る広報」

- 5月4日～17日 稲美町役場庁舎本館耐震改修工事が完了しました(稲美町)
- 5月18日～31日 子育て支援センターについて(飯)(高砂市)

放送時間

月曜日	6:00～、17:00～、23:00～
火曜日	10:00～、23:00～
水曜日	6:00～、17:00～、23:00～
木曜日	10:00～、23:00～
金曜日	6:00～、17:00～、23:00～
土曜日	8:00～、23:00～
日曜日	11:00～、17:00～、23:00～

BAN-BANラジオ FM86.9MHz
播磨町タウンインフォメーションを発信中。
火曜日17:30(再23:30)
水曜日13:40(再21:40)
木曜日 8:10(テレビ同時放送)

交通事故の状況

平成30年2月末現在 昨年比

	人身事故件数	傷者	死者
加古川市	251(+14)	296(+11)	2(±0)
稲美町	31(-1)	45(-3)	0(±0)
播磨町	26(±0)	28(±0)	0(±0)

犯罪発生の状況

3月の町内犯罪発生件数 29件 (前月比+11件)

種別	件数
空き巣など	1
自転車盗	7
車上ねらいなど	5
自動販売機ねらい	1
万引き	1
暴行	3
器物損壊	4
その他	7

平成30年犯罪累計 66件
件数は速報値のため、累計数と月毎の件数の合計が異なる場合があります。

おくやみ 【3・4月届出分】
氏名(敬称略) 町名 年齢
池本 信次 (北野添) 98

福祉

心身障害者扶養共済掛金の補助金申請および振り込み

平成29年度第3期の心身障害者扶養共済掛金に対する補助金は、5月25日(金)に口座に振り込みます。

なお、平成29年度の心身障害者扶養共済掛金に対する補助金については今回の第3期が最終となります。期限までに申請されないと補助金が交付されませんのでご注意ください。

- ▼申請期限 5月7日(月)
- ▼必要書類 掛金の領収証(平成29年度前申請分以降)30年3月分)、振込先金融機関

の確認ができるもの、印鑑(朱肉を使用するもの)、兵庫県心身障害者扶養共済制度加入証書

▼問合せ・申請窓口

福祉グループ ☎079 (435) 2361

播磨ふれあいの家利用助成券の交付

朝来市にある播磨ふれあいの家に宿泊する人に助成券を交付します。

▼対象 町内に住所があり、次の①か②に該当する人

- ①利用日に65歳以上の人
 - ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、原子爆弾被爆者手帳をお持ちの人
- ▼利用回数 平成31年3月31日までの間で1回限り
▼助成額 2千円

▼申請方法 播磨ふれあいの家に宿泊予約をしてから福祉グループで申請書に記入してください

▼必要な物 印鑑(朱肉を使用するもの)、手帳(お持ちの人は持参してください)

▼問合せ 福祉グループ ☎079 (435) 2361

小規模多機能型居宅介護事業所みんなの家 24時間体制の見守り「あえの里見守り24」

県認定の地域サポート型施設「小規模多機能型居宅介護事業所みんなの家」では、高齢者生活を支援するため、生活援助員を配置し、24時間体制の見守りや援助を実施しています。

▼サービス内容 ①定期的な安否確認②相談援助③緊急通

喜ばし

兵庫県 県民まちなみ緑化事業

兵庫県では県民緑税を活用し、自治会などの住民団体や土地所有者(個人・法人)などが実施する植樹や芝生化など

報④その他(簡単な生活援助)
▼対象 播磨町に在住の65歳以上で、一人暮らしの人または、介護保険サービスを利用されていない人

▼利用料金 月額1千500円(③④のサービスは別途料金が必要)

▼問合せ あえの里見守り24(みんなの家) ☎079 (437) 1002

▼対象規模 30平方メートル以上
▼対象区域 都市計画区域全域、緑条例さとの区域・まちの区域など

▼対象法人 市街化区域、用途地域の指定区域、緑条例まちの区域など(校園庭の芝生化は県下全域を対象)

- ▼個人・法人 100平方メートル以上
- ▼募集期間 12月21日(金)
- ▼問合せ 土木グループ ☎079 (435) 2365
- 東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課 ☎079 (421) 9402

学童保育所は、保護者が日中就業などのため家庭で保育できない子どもたちが生活する場所です。学童保育所は、播磨町が設置し指定管理者である特定非営利活動法人 高砂キッズ・スペースが運営を行っています。

生け垣づくり補助金交付制度実施者の募集

緑と潤いのある都市景観の向上を図るため生け垣設置費用の一部を補助しています。

▼補助要件

- ①生け垣は、公衆用道路に面し、延長2メートル以上であること。ただし、道路中心線より2メートル以上後退すること
- ②樹木の設置高さが、1メートル以上であり、かつ樹木の本数は延長1メートルあたり2本以上であること
- ③生け垣と道路との間にブロック塀その他の高さ0.6メートル以上の構築物が存在しないこと
- ④生け垣は、建築物および駐車場、資材置場などの敷地内に設置されるものであること
- ⑤生け垣を設置するため、既設ブロック塀などを取り壊す場合も対象とする。ただし、実際に撤去した既設ブロック塀などの長さのうち、①～④に該当する生け垣部分の長さを上限とする

▼補助金の額

①生け垣を設置するとき 設置に要する実費額1メートルあたり1万円(最大10万円) ②既設ブロック塀な

加古川市消防本部 住宅用火災警報器訪問調査にご協力ください

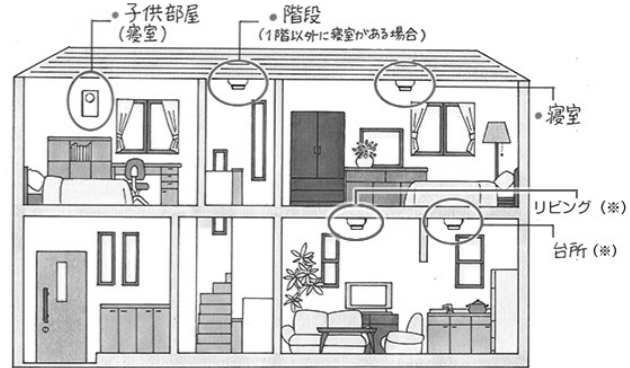
住宅用火災警報器の設置状況を把握し、より効果的な普及啓発や適正な維持管理の広報を行うため、訪問調査を実施します。消防職員が直接訪問し、住宅用火災警報器の有無などの聞き取り調査を行いますので、ご協力をお願いします。

▶日程 5月7日(月)～31日(木)

▶対象 無作為抽出10世帯

▶問合せ 加古川市消防本部予防課

☎079 (427) 6532



※設置場所の詳細については、市区町村ごとに条例によって定められていますので、お住まいの市区町村にご確認ください。「台所」や「リビング」などの場所にも義務付けられている場合があります。

加古川市消防本部 播磨分署の消防ポンプ車の更新

消防本部では、東消防署播磨分署の消防ポンプ自動車を更新し、2月27日に運用を開始しました。

新しい消防ポンプ自動車は、乗車定員が8人となり、多数の人員が必要な災害にも対応できる車両となりました。また、操作性においては、ポンプ集中操作盤にモニターを取り入れ、各種計器の判別がしやすくなりました。さらに、夜間の現場活動を迅速確実に進めるよう、車両周囲を有効に照射できるLEDの照明灯を両側面と背面に配備した仕様となっています。

消防本部では同分署を中心に、地域住民の安心安全を守ることに今後も努めていきます。

▶問合せ 加古川市消防本部

☎079 (427) 6538



乾電池の分別収集にご協力をお願いします

平成30年4月から、ご家庭で不要になった乾電池類について分別収集を始めています。

▼分別の対象となるもの

- 乾電池・ボタン電池
- ※小型充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池)は除く。

▼収集日

山陽新幹線南地区 第1水曜日 山陽新幹線北地区 第2水曜日

▼捨て方の注意点

- ①電池同士が接触した際にショートし、発火、出火するおそれがあるため、セロテープやビニールテープなどで電池の電極を覆って絶縁してください
- ②散乱防止のため・透明または半透明の袋(中身が確認できる色の袋)に電池を入れ、袋の口を結んでください
- ③収集日に、蛍光灯の回収箱(青いカゴ)へ電池を袋ごと

▼問合せ

すこやか環境グループ ☎079 (435) 2721

加古川市防災センター 防火管理者資格取得講習会

たくさんの方が出入りしたり、勤務・居住したりしている施設には、防火管理者の選任が必要です。人事異動などにより防火管理者が不在とならないようにしてください。

▼日時

6月21日(木)、22日(金)

加古川市防災センター 応急手当を学ぶ普通救命講習会

止血法などの応急手当と成人を対象とした心肺蘇生法とAEDの講習です。終了証を交付します。(事前に加古川市のホームページ上のWEB講習で学習した人は時間短縮ができます)

▼日時

5月18日(金)、26日(土) 午前9時～正午 (WEB講習は午前9時～11時)

▼場所

加古川市防災センター

▼対象

播磨町、稲美町、加古川市に在住か在勤の人

▼定員

先着各30人

▼申込み・問合せ

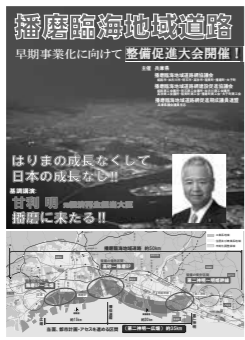
5月6日(日)午前9時から電話で受け付けます(月曜日は休館日のため受け付けできません)

加古川市防災センター

☎079 (423) 0119

兵庫県 播磨臨海地域道路協議会 播磨臨海地域道路の整備促進大会を開催します

播磨臨海地域道路の早期事業化に向けて、地域の大きな期待や熱い思いを国へ届けるため、整備促進大会を開催し



haima.g.jp

兵庫県弁護士会 シンポジウム「地域で防ごう!消費者被害 inひょうご」

池本誠司氏(弁護士・内閣府消費者委員会委員)による

ます。皆様のご参加をお待ちしています。

▼日時

5月19日(土) 午後2時～4時

▼場所

姫路市文化センター(姫路市西延末426-1)

▼基調講演

甘利明(元経済再生担当大臣)

▼申込方法

電話、FAX、Eメールにてお申し込みください。FAX、Eメールの場合は、氏名、電話番号(FAX番号)と「播磨臨海地域道路整備促進大会参加希望」を明記ください

▼申込み・問合せ

都市計画グループ

☎079 (435) 2366

☎079 (435) 0592

Eメール keikaku@town.haima.g.jp

募集

人事院近畿事務局 平成30年度国家公務員採用一般職試験(高卒者試験)

▼申込み受付期間

◎インターネット(原則) 6月18日(月)～27日(水) ◎郵送または持参 6月18日(月)～20日(水)通信日付印有効

▼第1次試験日

9月2日(日)

▼試験場所

大阪市ほか

※詳細は、人事院ホームページ「国家公務員試験採用情報NAVER」をご覧ください。

▼問合せ

人事院近畿事務局試験第2係

税

兵庫県・県税事務所 自動車税についてのお願い

自動車税の納期限は5月31日(木)です。納税はお近くの銀行・農協などの金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、兵庫県指定のコンビニエンスストア(全国の店舗)または県税事務所まで5月31日(木)までにお忘れなく!

▼問合せ

加古川県税事務所 ☎079 (421) 9271

平成30年度軽自動車税の減免申請は5月31日までに

自動車税の減免を受けていない障がい者が利用する軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車などについては、軽自動車税が減免される制度があります。

- ▼対象 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が利用する軽自動車など
- ※障がいの程度によっては、

軽自動車税の減免申請に必要なもの

こんな場合に	必要なもの
●障がい者が所有し、自ら運転する場合	①身体障害者手帳など②運転者の運転免許証③納税義務者のマイナンバーカード(個人番号カード)もしくは通知カード④認印⑤納税通知書
●障がい者と生計を同一にする者が専ら障がい者のために所有し、運転する場合	上記①～⑤のほか、⑥通院・通学などを確認できるもの(診察券、学生証など)※1
●障がい者のみの世帯を常時介護する者が専ら障がい者のために運転する場合 ※2	上記①～⑥のほか、⑦常時介護申立書

※1 生計同一申立書が必要な場合もあります。 ※2 障がい者が所有する場合が対象となります。